

様式第15の3（第2条第1項関係）（平28総省令23・全改、平30総省令9・旧様式第15の2
線下・一部改正、令元総省令18・令元総省令19・令2 総省令3・一部改正）

電気通信役務契約等状況報告 契約数等								
年 月 日現在								
サービスの種類 <u>仮想移動電気通信サービス</u>								
事業者名								
法人番号								
1 仮想移動電気通信サービスの契約数等								
種別	提供元事業者名	提供元事業者の法人番号	区分					合計
			再卸	S I Mカード型	通信モジュール	単純再販	その他	
携帯電話に係るもの								
P H Sに係るもの								
ローカル5 Gサービスに係るもの								
B W A アクセスサービスに係るもの								
参考事項								
2 M V N Oの事業者名及び法人番号								
契約数が3万以上であるM V N O				契約数が3万未満であるM V N O				
事業者名		法人番号		事業者名		法人番号		

- 注1 「提供元事業者名」の欄には、種別の欄に係る仮想移動電気通信サービスの提供に当たり、自らの電気通信設備と電気通信回線設備を接続し、又は卸電気通信役務の提供を受けている電気通信事業者の名称を記載すること。
- 2 法人番号がない場合にあつては、住所を記載すること。
- 3 「区分」の欄には、種別の欄及び提供元事業者名の欄ごとの契約数を記載すること。また、一の契約で複数の回線を保有する契約形態の場合は、当該回線数を契約数として記載すること。
- 4 区分のうち、「再卸」の欄については、仮想移動電気通信サービスを提供

する他の電気通信事業者（以下この表において「MVNO」という。）に対し、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供している場合には、その契約数を記載すること。

- 5 区分のうち、「SIMカード型」の欄については、SIMカードを使用して仮想移動電気通信サービスを提供している場合（SIMカードが製品に組み込まれている場合を含み、通信モジュール向けに提供している場合を除く。）には、その契約数を記載すること（自ら最終利用者に提供しているものに限る。）。
- 6 区分のうち、「単純再販」の欄については、MNOが提供するサービスと同内容の仮想移動電気通信サービスを提供している場合には、その契約数を記載すること（自ら最終利用者に提供しているものに限る。）。
- 7 区分のうち、「その他」の欄については、「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さない仮想移動電気通信サービスの契約数を記載すること。
- 8 注記すべき事情がある場合には、「参考事項」の項にその内容を記載すること。
- 9 記載する提供元事業者名の数に応じ、項を適宜増減すること。
- 10 「2 MVNOの事業者名及び法人番号」については、仮想移動電気通信サービスを卸電気通信役務として提供しているMVNOの名称及び法人番号を記載すること。また、記載する事業者名の数に応じ、項を適宜追加すること。
- 11 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。